

## 障がい者活躍推進計画

機関名	四国中央市消防本部
任命権者	四国中央市消防長
計画期間	令和2年9月1日～令和7年8月31日（5年間）
四国中央市議会事務局における障害者雇用に関する課題	<p>消防吏員は、障害者雇用促進法第38条第1項の規定により障がい者の法定雇用率制度において除外職員とされており、また、四国中央市消防本部では、これまで障がい者に限らず募集・採用は行っていません。</p> <p>これまでのところ、大きな問題は生じてはおりませんが、令和元年6月の障害者雇用促進法の改正を踏まえ、障がい者を有する職員がその障がい特性や個性に応じた能力が発揮されるよう、体制整備や各種取組を進めていく必要があります。</p>
目標	
① 採用に関する目標	○職員については四国中央市からの出向者であり、採用等は行っていないため目標等の設定はできない。
② 定着に関する目標	なし ※今後、障がい者を有する職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として警防課長を選任する。</p> <p>○障害者職業相談員（以下「相談員」という。）の選任義務に関わらず、障がい者を有する職員在籍した場合には、四国中央市総務部人事課に設置している相談員を、障がい者を有する職員の相談窓口とする。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がい者を有する職員が在籍した場合には、随時、面談を実施し、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○新規に採用した障がい者を有する職員については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。当該措置を講じるに当たっては、要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。